



- (1) 事前に「耐震診断」を実施済みで、評価点が1.0未満である住宅が対象となること。
- (2) 各書類を提出する際は、添付書類のもれに注意すること。
- (3) 完了報告書提出時に補強計画と改修費用がそれぞれ分かるようにすること。
- (4) 補助金の性質上、3月上旬までに請求書の提出ができない場合は、事前に市と協議を行うこと。場合によっては、交付申請をお断りすることもある。